

地方独立行政法人北海道立総合研究機構技術指導実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う技術指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 技術指導とは、外部からの依頼に基づき、これまでの研究成果や知見、公知の情報等を用いて、道総研の施設内または施設外において、技術的な問題の解決に向け指導することをいう。

(技術指導の依頼)

第3 道総研に技術指導を依頼しようとする企業等(以下「依頼者」という。)は、原則として技術指導依頼書(別記第1号様式)を地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程(平成22年4月1日規程第4号)第2条に規定する組織(以下「当該機関」という。)の長に提出しなければならない。

(技術指導実施の可否)

第4 当該機関の長は、前項に規定する依頼があったときは、技術指導として実施するかどうかを決定し、依頼者に連絡しなければならない。

(経費の負担)

第5 技術指導のため、職員が旅行する必要がある場合には、地方独立行政法人北海道立総合研究機構旅費規程(平成22年4月1日規程第29号)に基づく旅費相当額を、原則として依頼者が負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合には、依頼者の旅費相当額の負担を免除することができる。

- (1) 研究ニーズの把握、研究課題の立案・実施など道総研の研究業務に関連性が高いと認められる場合
- (2) 研究成果の普及または活用に必要と認められる場合
- (3) その他当該機関の長が必要と認める場合

2 依頼者は前項に規定する旅費相当額について、道総研が作成した請求書兼振込依頼書により別に指定する期日までに納付しなければならない。

(材料、消耗品等)

第6 技術指導に要する材料や消耗品等は、原則として依頼者が用意するものとする。

(成果の帰属)

第7 当該技術指導によって発生した発明等に係る権利については、当該機関の長と企業等が協議してその持分を定める。

(賠償責任)

第8 技術指導を受ける者の責任により、道総研の設備その他財産に対し損害を与えた場合は、依頼者が当該物品を原形に復元するなどの方法により、その賠償責任を負うものとする。

2 指導を受ける者が指導期間中、自己の責任により負傷等を被った場合は、道総研は

賠償の責任を負わない。

(技術指導の記録)

第9 技術指導を行った当該機関の長は、技術指導記録簿（別紙参考資料を参照）に内容を記載し、保管するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。